

燃料化物売買契約書に関する質疑回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
1	2	2	1	—	本契約の目的	「年度契約」の様式について、御提示願います。	公告時に提示します。
2	2	2	1	—	本契約の目的	年度契約にて規定される内容を開示いただけますでしょうか。内容により、事業者内での業務分担、事業費算出に影響がございますので、開示いただきたくお願いします。	公告時に提示します。
3	2	2	1	—	本契約の目的	年度契約の期間は、維持管理・運営契約書(案)第19条1項同様、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終了する期間とし、最初の事業年度については、本契約締結日から翌年3月31日に終了する期間となりますでしょうか。	ご理解のとおりです。事業の初年度と最終年度は契約期間が異なります。
4	3	3	3	—	燃料化物の授受	「甲から買い取る燃料化物の全量売却し」に関し、貴県から購入後、運搬中又は保管中に燃料化物の大幅な昇温、性状変化等により、乙又は燃料利用者で利用不可となる可能性もあります。この場合、法令に従い、適切に処理すれば、債務不履行と取り扱われないと考えますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	3	3	3	—	燃料化物の授受	甲より乙が燃料化物の引渡しを受けた後、運搬中又は保管中に、燃料化物の大幅な昇温、性状変化等により、甲が示す燃料化物の性状、もしくは、乙と燃料利用者との間で別途定めた燃料受入基準を満たさなくなり、有効利用できない事象が発生した場合、乙もしくは燃料利用者の費用と責任により処分するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	3	4	2	—	燃料化物の価格	基本協定書P. 15の経済リスク/物価変動/18燃料化物の販売価格の変動において、リスクが維持管理者に「○」となっています。燃料化売買契約書(案)の第4条記載事項と齟齬があると考えます。本契約書案に記載事項の通り、原油価格及び運搬車両の運転手の人件費高騰等も考えられることから、リスク分担上は、県と維持管理者で協議できるものとして、県と維持管理者に「◇」と変更頂きたく御再考願います。	検討します。
7	3	5	—	—	契約保証金	具体的に、契約保証金として何を求められるのか、御教示願います。維持管理・運営契約においても契約保証を求められており、燃料化物売買契約では不要と考えます。	ご意見承ります。
8	3	5	—	—	契約保証金	燃料化物売買に係る契約保証金は不要と理解しますので、削除いただけないでしょうか。 本事業において、基本協定ならびに維持管理・運営委託契約を締結するため、事業者が燃料化物売買契約のみを不履行する可能性が極めて低いこと、本契約第3条1項に、燃料化物の授受について、「甲(滋賀県)が製造した燃料化物を全量買い取るものとし、速やかに引取るものとする。」との記載があり事業者が燃料化物の購入を行うことが明確に規定されておりますので、契約保証金の納付までを付すことは、過剰かと存じます。	ご意見承ります。

燃料化物売買契約書に関する質疑回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質疑の内容	回答
9	3	6	1	—	燃料化物の買取代金の支払方法	「維持管理・運営契約書第23条の規定に合格」とは、「維持管理・運営契約書第23条第5項に規定する検査に合格」を指すと理解しますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	3	6	1	—	燃料化物の買取代金の支払い方法	「月報に記載された燃料化物製造量の買取単価（別紙1参照）を乗じて得た額」とありますが、「月報に記載された燃料化物製造量に買取単価（別紙1参照）を乗じて得た額」ではないでしょうか。	修正します。
11	3	6	1	—	燃料化物の買取代金の支払方法	「・・・維持管理・運営契約書第23条の規定に合格してから・・・」とは、第23条5項に記載の月報の提出を受けた日から10日以内との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	3	6	1	—	燃料化物の買取代金の支払方法	1文目について、「・・・月報に記載された燃料化物製造量に買取単価（別紙1参照）を乗じて得た額・・・」が正かと存じます。修正願います。	修正します。
13	3	7	—	—	燃料化物の利活用	第3条第3項に同趣旨の定めがありますが、本条は第3条第3項と異なることを定めるものではないと理解しますが、よろしいでしょうか。この理解で正しければ、本条は削除頂けますよう御再考願います。	修正します。
14	4	10	2	—	有効期間	基本協定書第15条とは、第15条3項を指すと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。